

袖ヶ浦市企業振興条例の一部改正（案）について

1 条例改正の背景

袖ヶ浦市企業振興条例は、企業の新規立地や既存企業の設備投資を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を目的とし、一定規模以上の新規立地や投資をした事業者に奨励金を交付しています。

本条例が施行された平成22年度から令和5年度までに大規模設備投資等を行った企業は、33社64件、投資額として約1,790億円あり、本制度は本市での設備投資等を検討する際、大きな判断材料となっていることから、産業振興に寄与しているところです。

本条例は施行期間を5年間としていることから、今後も継続していく必要があるため改正するものです。

2 条例改正の目的

国際競争の激化、国内需要の低迷、施設の老朽化などから事業の再編・集約が求められ、原材料価格の高騰などにより、サプライチェーンの強化も課題となっています。

また、カーボンニュートラルへの取組も求められており、立地企業のニーズを踏まえた支援を継続し、企業の新規立地や設備投資への奨励措置を継続するとともに、成長分野やカーボンニュートラルに対する投資も誘導し、本条例の目的である産業振興と雇用の確保について、更なる拡充を図るものです。

3 条例改正のポイント

現行条例においても、成長分野を含めた投資を見込んだ奨励制度を設けてまいりましたが、内閣府の「新しい資本主義のグラウンドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、「的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる」とされている戦略分野等※に対応できるよう拡充等を行います。

※「新しい資本主義のグラウンドデザイン及び実行計画2023改訂版」における主な戦略分野等は下表のとおり

半導体	蓄電池
バイオものづくり※ ¹	データセンター※ ²
省エネ推進、製造業の構造転換	再生可能エネルギー主力電源化
水素・アンモニアの導入促進	その他個別分野（S A F 燃料※ ³ ）

※¹バイオものづくり：遺伝子技術を活用して微生物や動植物等の細胞によって物質を生産することであり、化学素材、燃料、医薬品、動物繊維、食品等、様々な産業分野で利用される技術

※²データセンター：インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP電話などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称

※³S A F 燃料：S A Fは「Sustainable Aviation Fuel（持続可能な航空燃料）」の略称で、循環型の原料で製造された航空燃料

4 条例改正の内容

(1) 条例施行期間の延長

条例の効力は5年間とし、令和12年1月1日まで延長します。

※改正条例の規定は、令和7年1月2日以降に取得した対象施設について適用し、同日前に取得した対象施設については、従前での適用となります。

(2) 成長分野にかかる対象分野の追加・拡充

今後も成長が見込まれる分野への投資を促すため以下の項目を拡充・追加します。奨励金の交付額は固定資産税納付相当額の100分の60、交付期間を5年間（奨励金交付条件は据え置き）とします。

【半導体関連分野】（新規追加）

- 半導体又はその機関部を構成する製品の製造若しくは研究開発するための施設

【環境・新エネルギー関連分野】（拡充）

- 水素・アンモニア製造関連の施設を対象とすることを規則に追記

< 袖ヶ浦市企業振興条例改正案 >

第2条第4号ク

成長分野関連施設 環境・新エネルギー関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、**半導体関連分野**及び医療関連分野に係る事業の用に供する施設のうち、規則で定める施設

(3) カーボンニュートラル関連施設にかかる新たな奨励制度の創設

市内に立地する企業のカーボンニュートラルへの取組を促進するため、「カーボンニュートラル促進奨励金」を創設します。

- 温室効果ガス排出量を削減することを目的とする事業を「カーボンニュートラル推進事業」と位置づけし、該当する設備投資に対して奨励金を交付

< 袖ヶ浦市企業振興条例改正案 >

第2条第4号ケ

カーボンニュートラル関連施設 温室効果ガスの排出量を削減することを目的とする事業として規則に定める事業（以下「カーボンニュートラル推進事業」という。）の用に供する施設

< 袖ヶ浦市企業振興条例改正案 >

奨励金の区分	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額
カーボンニュートラル促進奨励金	カーボンニュートラル関連施設の 新設 、又は 増設 で投下固定資産額が 3億円以上 のもの若しくは 更新 で投下固定資産額が 1億円以上 のもの。	対象施設に係る各年度における固定資産税納付額の 100分の70 に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から 5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度

【「カーボンニュートラル推進事業」とは】

下表の事業で、「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」における目標の、**温室効果ガス排出量47%以上削減**※するものを対象とする。

事業の類型	事業の内容	想定される事業
1 温室効果ガス回収等事業	温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項第1号に規定する二酸化炭素をいう。以下同じ。）を回収し貯留する事業又は資源として活用する事業	CO2回収・貯留、カーボンリサイクル（排出CO2をエネルギーとして再利用）→コンクリート・セメント等
2 燃料転換事業	温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造・エネルギー関連施設における物品の製造工程で使用する燃料の転換を図る事業であって、製造設備又は関連設備を増設又は更新する事業	製造・エネルギー関連施設における燃料転換
3 製造工程脱炭素化事業	温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造・エネルギー関連施設における物品の製造工程にある設備又は装置を増設又は更新する事業	設備導入に伴う高効率機器、省エネ機器の導入

※温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO₂）を対象とし「活動量×排出係数×地球温暖化係数」（温室効果ガス排出量の算定方法）にて算出したものを基準とする。

排出量削減の判断は、投資設備等が既存設備又は同等設備等と比較し47%以上削減するものを対象とし、併せて、施設全体又は個別設備いずれかにおける比較で削減が確認できる場合に対象とする。

【参考資料①】企業振興条例 奨励金の交付要件及び交付額 新旧対照表

改 正 前					改 正 後			
奨励金の区分	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額	交付要件	交付額	交付期間	交付限度額
1 新規立地奨励金【変更なし】	一体の工事により取得した対象施設の新設で投下固定資産額が3億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の50に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり2億円を限度	現行どおり（変更なし）			
	中小企業にあっては1億円以上							
	中小企業のうち、 ○ 宿泊施設にあっては5,000万円以上 ○ 卸売・小売業にあたっては投下固定資産額（土地に係る部分を除く）が5,000万円以上							
2 大規模設備投資奨励金	一体の工事により取得した対象施設の増設又は更新で投下固定資産額が5億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の50に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から3年間 （研究施設は5年間）	1事業者につき1年度当たり1億円を限度 （研究施設は2億円）	現行どおり（変更なし）			
	中小企業にあっては3,000万円以上							
3 成長分野促進奨励金【変更なし】	成長分野に係る対象施設の新設又は更新で、投下固定資産額が3億円以上	対象施設に係る各年度における固定資産税納付相当額の100分の60に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度	現行どおり（変更なし）			
4 カーボンニュートラル促進奨励金					カーボンニュートラル関連施設の 新設 、又は 増設で投下固定資産額が3億円以上 のもの若しくは 更新で投下固定資産額が1億円以上 のもの。	対象施設に係る各年度における固定資産税納付額の100分の70に相当する額	対象施設に固定資産税が課せられることとなる翌年度から5年間	1事業者につき1年度当たり1億円を限度
5 地元雇用奨励金【変更なし】	対象施設の新設、増設又は更新に伴い、新規雇用者を雇用すること。※	新規雇用者1人当たり30万円	1年限り		現行どおり（変更なし）			
	※市内に住所を有する者を常用雇用者（1週間の所定労働時間が20時間以上）として新規に雇用し、かつ、雇用した日から1年以上継続して雇用された者							

【参考資料②】 成長分野の対象範囲について

1 環境・新エネルギー関連分野

項 目	対 象
(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条に規定するエネルギー利用に関する施設	・ バイオマス燃料製造、熱利用、発電 ・ 太陽光発電、熱利用 ・ 風力発電 ・ 温度差熱利用 ・ 雪氷熱利用 ・ 地熱発電 ・ 未利用水力を利用する水力発電 ※上記の発電装置に係る製品又はその機関部を構成する製品を製造する施設
(2) 革新的エネルギー高度利用技術に関する施設	・ 天然ガスコージェネレーション ・ 燃料電池、蓄電池 ・ クリーンエネルギー自動車 ・ <u>水素、アンモニア</u> 等 ※上記に係る製品又はその機関部を構成する製品を製造する施設
(3) 環境リサイクル関連施設	再生資源を原材料として利用し、製品又は燃料を製造するための施設

2 情報通信関連分野

日本標準産業分類による情報通信業に含まれる施設

3 先端素材関連分野※

機能性素材等の新素材・新材料の製造又は研究開発をするための施設

4 半導体関連分野※

半導体又はその機関部を構成する製品の製造若しくは研究開発をするための施設

※：先端素材関連分野及び半導体関連分野の対象

機能性素材市場動向調査(平成28年3月経済産業省公表)の定義に基づく機能性化学品を目安とする。

5 医療関連分野

項目	対象
① 日本標準産業分類による製造業のうち、小分類で掲げる以下の業種に係る製品を製造又は研究開発するための施設	○医薬品製造業 ○医療用機械器具・医療用品製造業 ○電子応用装置製造業(うち、X線装置製造業、医療用電子応用装置製造業を対象) ○電気計測器製造業(うち、医療用計測器製造業を対象)
② 日本産業標準分類による学術研究、専門・技術サービス業のうち、細分類で掲げる医学・薬学研究所	医学・薬学に関する研究所、試験所をいい、診断、治療上の必要からあるいは食品衛生、予防衛生、栄養生理、医薬品などに関し、依頼に応じて試験、検査、検定など行うことを業務の一環としている施設。